

平成 22 年 5 月 31 日現在

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2006 ～ 2008

課題番号：18730004

研究課題名 (和文) タンザニアにおける土地所有権—法規定と土地市場の実態の比較—

研究課題名 (英文) Formalization of Customary Land Rights and Development Issues in Africa: The Case of Tanzania's Village Land Act, 1999

研究代表者

雨宮 洋美 (AMEMIYA HIROMI)

富山大学・経済学部・准教授

研究者番号：90401794

研究成果の概要：村における土地所有形態の実態と法規定との関連を明らかにすることを目的とし調査研究を行なった。なお、イギリスでおこなった資料収集および、実態調査における結果をもとに明確化し毎年、論文・海外および国内の学会報告で成果を発表し続けた。近代的土地所有権導入過程における問題の一つとして、民族多様性と近代的土地所有権の問題について検討する必要があることが新たな課題として表面化している。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,100,000	0	1,100,000
2007年度	1,100,000	0	1,100,000
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,100,000	270,000	3,370,000

研究分野：民法・開発法学

科研費の分科・細目：基礎法学・法社会学

キーワード：法社会学、アフリカ、開発、所有権、貧困問題

## 1. 研究開始当初の背景

(1) これまでなされてこなかったアフリカの土地所有権についての法文規定の解釈を、実態調査とあわせておこなう必要性があった。

(2) グローバリゼーション・市場経済化のはざままで慣習的営みを中心とするアフリカの土地所有権について、法的考察はなされてこなかった。

(3) (1)(2)の状況をふまえ、昨今世銀の圧力

下で急いで制定されたアフリカの土地法の実態と運用について、フィールド調査を交えて明らかにする必要がある。

## 2. 研究の目的

(1) これまでなされてこなかったアフリカの土地所有権についての法文規定の解釈を、実態調査とあわせた法社会学的手法で研究を行う。

(2) 比較法的手法により、これまで不明確であったタンザニア村土地法の規定の成り立ちおよびその内容、そして土地市場に対する今後の対処をより明らかにすることを目的とする。

(3) 学問的意義だけでなく、市場経済化対応のために土地法を制定せざるを得ない近代的土地所有権が導入されていない途上国全般に対する貧困緩和という実務的かつ早急に取り組むべき課題に対する提言を行うことも課題とする。

### 3. 研究の方法

開発法学の手法を中心とし、実態調査を含む法社会学・比較法学的手法を用いる。

### 4. 研究成果

(1) 平成18年4月1日～平成19年3月31日までの期間においては、平成19年3月1日～11日の日程でタンザニアの旧宗主国であるイギリスにおける資料収集およびイギリスの大学においてタンザニアをフィールドとする研究者との意見交換を行った。

同調査の目的は植民地時代の土地法関連の法律および関連資料収集であり、植民地時代に制定された法律、植民地時代および独立後における土地問題についての政策提言に関する研究会やワークショップ資料などの収集を行った。

当初、本年度は、タンザニアのフィールドにおいて慣習的土地所有の調査事例を積み重ねることを計画していた。幸いに科研費（基盤研究A海外学術）『アフリカ熱帯森林帯における先住民社会の周縁化に関する比較研究』の研究分担者として平成19年1月25日～2月13日の日程でタンザニア調査を行うことが可能であったため、治安の悪化等のため現地調査が困難な年度において当該研究費の枠内

においてはイギリス調査を中心としている。

タンザニアにおける資料収集並びにインタビュー調査の結果を反映させ、『名古屋大学国際開発研究フォーラム』第34号掲載「貧困・土地・所有権―世銀の土地政策変遷とデ・ソトの議論からの覚書―」（平成19年3月刊行予定）を公表している。また、村土地法が市場経済化とせめぎあいの末どちらかだけを選択せず、過渡期の法として中庸を行く形で慣習に基づき制定された部分が大きい法律であることを『国際商事法務』vol.34, No.4「アフリカの土地問題をタンザニア『1999年土地法』から考える―近代的所有権と慣習のせめぎあい―[下]＜村土地法＞規定と村の実態」（平成18年4月）において公表している。

(2) 平成19年度には、昨今話題となっている狩猟採集民族の土地問題を調査し、村土地法上の問題点と農耕民の村では見られなかった特殊な問題-具体的には他の遊牧民や農耕民との土地争い-について明らかにした。

次年度内に行なうタンザニアのマジョリティである農耕民を対象とするパイロット調査と比較することを予定している。具体的には土地省が昨今、モデルケースとして扱っている首都近郊の村で調査を行い、土地省のかかげる目標どおりに村での登記をすすめている実態と急激なプログラムにより引き起こされる問題点を明らかにするための下準備となった。本年度は農耕民とは異なる論理で統括される狩猟採集民の土地所有権の実情、農耕民を主眼とする法制度との軋轢の実態を明らかにし、調査結果の分析・とりまとめを行なった。昨今話題となっている狩猟採集民族の土地問題を調査し、村土地法上の問題点と農耕民の村では見られなかった特殊な問題-具体的には他の遊牧民や農耕民との土地争い-について明らかにし

た。

(3) タンザニアのマジョリティである農耕民を対象とするパイロット調査を行なった。土地省が昨今、モデルケースとして扱っている首都近郊の村で調査を行い、土地省のかかげる目標どおりに村での登記をすすめるようとしている実態と急激なプログラムにより引き起こされる問題点—市場経済化の展開と登記の整備のギャップ、制定法があるにもかかわらず慣習法で処理されている土地紛争の実態—明らかにした。

(4)1999年に制定され2001年から施行された「村土地法」であるが、村では2009年調査時点まで、実質的施行には至らず慣習的な権利確定、紛争処理・裁定が行われている。2005年～2009年までの調査概要を総括すると、むしろ当初の方が制定法への移行の努力が村レベルでは行なわれていたが、近年になり制定法化への移行は意識されなくなり従来どおりの慣習による営みが定着化している傾向がある。なお、村に帰属しない狩猟採集民が近代的土地所有を意識した法適用により古代より慣習的に有していた広大な土地利用から締め出され、民族としての文化・社会変容を迫られ土地を失う事態に直面していることが明らかとなった。近代的土地所有権導入過程における問題の一つとして、民族多様性と近代的土地所有権の問題について検討する必要があることが新たな課題として表面化した。慣習的権利の変化の動向、狩猟採集民の状況について、市場経済化との軋轢はますます大きくなるので、今後も継続的に観察する必要がある。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計8件)

(1)雨宮洋美 (2010) 書評 松尾弘著『良い統治と法の支配 開発法学の挑戦』、『国際開発研究』第19巻第1号(2010年6月予定)、査読無

(2)雨宮洋美 (2009) [研究ノート]入会権確認請求と入会の裁判所理解をめぐる考察、『富大経済論集』第55巻1, pp.55-82. 査読無  
→富山大学術情報リポジトリ掲載

<http://hdl.handle.net/10110/2759>

(3)雨宮洋美 (2008) アフリカの貧困と土地所有権—タンザニアに見る土地のセイフティ・ネット機能, 『名古屋大学法政論集』227, pp.934-968. 査読無

→名古屋大学リポジトリ掲載

<http://hdl.handle.net/2237/11586>

(4)Hiroami Amemiya (2008) Formalization of Customary Land Rights and Development Issues in Africa: The Case of Tanzania's Village Land Act, 1999, *Asian Women Law Volume.11, Seoul: Asian Women Law Institute*, pp.95-115. 査読有

(5)雨宮洋美 (2007) 貧困・土地・所有権—世銀の土地政策変遷とデ・ソトの議論からの覚書—, 『名古屋大学国際開発研究フォーラム』第34, pp.209-221. 査読無

→名古屋大学リポジトリ掲載

<http://hdl.handle.net/2237/7517>

(6)雨宮洋美 (2006) アフリカの土地問題をタンザニア『1999年土地法』から考える—近代的所有権と慣習のせめぎあい—[下], 国際商事法務, vol.34, No.4, pp.487-496. 査読無

(7) 雨宮洋美 (2006) アフリカの土地問題をタンザニア『1999年土地法』から考える—近代的所有権と慣習のせめぎあい—[中] <世界銀行の土地行政とタンザニア「村土地法」> 『国際商事法務』, vol.34, No.3, pp.345-351. 査読無

(8) 雨宮洋美 (2006) アフリカの土地問題をタンザニア『1999年土地法』から考える—近代的所

有権と慣習のせめぎあい―[上], 国際商事法務,  
vol.34, No.2, pp.203-210. 査読無

( )

研究者番号 :

[学会発表](計 5 件)

(1) 雨宮洋美、2006 年 6 月 3 日、タンザニア  
「1999 年村土地法」にみる土地所有権の構  
造、比較法学会(於 龍谷大学)

(3) 連携研究者

( )

(2) 雨宮洋美(代表: 松尾弘・慶応義塾大教  
授)、企画セッション個別報告:「土地所有  
権のフォーマル化と経済発展―タンザニア  
を事例として―」2007 年 11 月 24 日、国際  
開発学会(於 沖縄大学)

研究者番号 :

(3) Hiroimi Amemiya, Formalization of  
Customary Land Rights and Development  
Issues in Africa: The Case of Tanzania's  
Village land Act, 1999, May 28<sup>th</sup> 2008, The  
Law and Society Associa-tion ( Hilton  
Bonaventure)

(4) 雨宮洋美、狩猟採集民と土地所有権―タ  
ンザニア・ハッザ族を事例として―」2008 年  
11 月 15 日、アジア法学会研究総会(国際  
基督教大学)

(5) Hiroimi Amemiya, Poverty and Land  
Ownership in Africa: The case of Hadza  
hunter-gatherers in Tanzania―A  
comparison between the Japanese and  
Tanzanian ownership concepts, February 6<sup>th</sup>  
2010, East Asian Law and Society  
Associa-tion 2010(The University of Hong  
Kong)

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

雨宮 洋美 (AMEMIYA HIROMI)

富山大学・経済学部・准教授

研究者番号 : 90401794

### (2) 研究分担者